

（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画）

周防大島町地球温暖化対策実行計画

令和2年度～令和7年度

令和3年3月

山口県周防大島町

目 次

第1章 基本的事項

- 1. 計画目的P.2
- 2. 基準年度・計画期間・目標年度P.2
- 3. 対象範囲P.2
- 4. 対象とする温室効果ガスP.2

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の二酸化炭素排出量P.3
- 2. 要因別の排出状況P.3
- 3. 削減目標P.4

第3章 具体的な取組

- 1. 施設設備の改善等P.4
- 2. 物品購入等P.4
- 3. その他の取組P.4

第4章 推進・点検体制

- 1. 推進体制P.5
- 2. 点検体制P.5
- 3. 進捗状況の公表P.5

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項及び第2項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。周防大島町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度は当初計画である前計画から引き続き平成26年度とする。基準年度の見直しは、国が国連に提出している約束草案（温室効果ガス排出量を2030（令和8）年度に2013（平成25）年度比で26％削減するとの目標を柱とする草案）に合わせて行うこととする。

計画期間は令和2年度～令和7年度までの6年間とし、目標年度は令和7年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

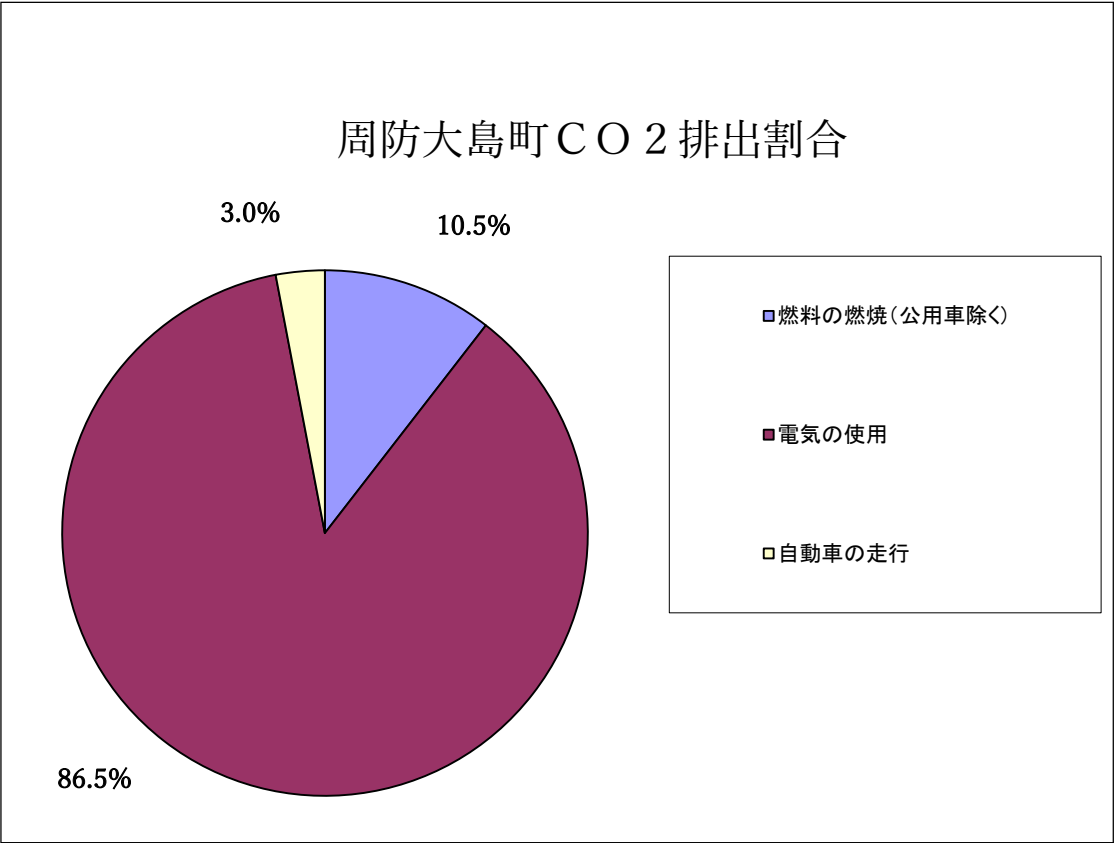
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

周防大島町(病院事業局を含む)の事務事業における基準年度である平成26年度の二酸化炭素総排出量は、推計で10,354t-CO₂である。

区 分	排出量(t-CO ₂)推計
二酸化炭素(CO ₂)	10,354t-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の86.5%、燃料の燃焼(公用車除く)が10.5%を占め、公用車のガソリンの使用が3.0%となっている。



3. 削減目標

平成26年度を基準年として、令和7年度の二酸化炭素排出量を4%削減することを目標とする。

区 分	基準年度排出量 平成26年度	削減目標	目標年度排出量 令和7年度
二酸化炭素(CO ₂)	10,354t-CO ₂	4%	9,940t-CO ₂

第3章 具体的な取組

※別紙 エコオフィス節電マニュアル及びオフィスごみ減量マニュアルを参照

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した(先端的な再生可能エネルギー・省エネルギー設備の率先的な導入を含む。)工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・高効率照明への買い換えを順次行う。周防大島町のLED化率11.4%(令和2年3月31日現在)を、令和7年度に20%にする。
- ・公用車の更新時に小型車や低燃費車、電気自動車、ハイブリットカーの導入を図る。令和2年4月1日現在、町の保有する電気自動車は3台、ハイブリッドカーは9台であり、令和2年度中に新たにハイブリッドカー15台が導入される。
- ・公共施設の緑化を推進する。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品を購入する。

3. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や不必要箇所の消灯を行う。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進員」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他管理職等の構成員をもって組織する。
計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 事務局

事務局を生活衛生課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

事務局は、本町の事務・事業から排出する温室効果ガスの排出量を算定するため、所属長に対し、公用車走行距離、電気・燃料使用量等の調査を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回広報誌やHP等により公表する。